

私どもの方は、かなり、昭和の何年だったかというのには正確に覚えていませんけれども、こうした将来推計を機械的にお示しして、どれだけのギャップを埋めなきゃいけないかということを確認して、それに寄与するために数字をお示しているということだと思います。

○階委員 いずれにしても、二〇二五年度のプライマリーバランス黒字化を目標に掲げている以上は、財務省として、二〇二五年度の見通しも次の審議までに出していただきたい。

そして、このようなことが出ているということ、これはやはり政府の統計に対する信頼を失わせしめるわけですね。私どもは、こうしたことが余り一般の人には知られていないわけですから、客観的、中立的な独立財政推計機関を設けて、そこがきちっとした中身のものを出していくという方が誤解を招かなくていいのではないかと、これを主張しておきたいと思えます。

残された時間があと僅かになってきましたが、前回に引き続き、赤木ファイルの問題について少し取り上げたいと思えます。

前回のこの委員会で、内閣の法制局長官は、裁判に不当な影響を及ぼすような国政調査については拒み得るという答弁だったわけです。

そこで、私は、十九日の本会議において、財務省として予備的調査の求めに応じることが裁判に不当な影響を及ぼすというなら、具体的にどういう影響を及ぼすのか、そして、その影響は軽微な程度でなくて不当とまで言えるのはなぜなのかというお尋ねをしました。

それに対して、財務大臣の答弁は何と言われたか。当該訴訟において主要な論点となっていることを踏まえれば、訴訟の一方の当事者である国といたしまして、裁判所の判断を仰ぐべきであり、訴訟外において存否を含めて回答すること自体が裁判所の訴訟指揮や判断に対して矛盾を与えかねないことから、裁判に不当な影響を及ぼすものになり得るという答弁でした。

これは、裁判の中では、この間資料でお出ししたとおり、回答しても裁判の結論に影響ないというふうに主張しているわけですね。赤木ファイルは、国会に回答あるいは提出すれば、裁判で今行われている文書提出命令の申立ての審理が意味がなくなるということも私も理解しています。

ただ、これは、意味がなくなるということは、果たして裁判に不当な影響を及ぼすということにつながるのかどうかということをおは問題提起したいと思えます。むしろ、不当な影響を及ぼすというよりも、その分、審理が早く進んで、赤木さんの御遺族である赤木雅子さんの早期救済にも資するわけですね。ですから、不当な影響を及ぼすどころか、国会に提出した方がむしろいい影響が及ぶ。

財務省としては、国会に提出することが不当な影響だと言っているということは、むしろ裁判を遅延させる、これが目的になっているんじゃないですか。なぜ、この裁判を早く終わらせるようにすることが不当な影響なのか、この点についてお答えいただけますか。

○大鹿政府参考人 お答えいたします。

御指摘のファイルにつきましては、委員御指摘の経緯をたどっております。それで、今後、裁判所の訴訟指揮を踏まえて、その存否を明らかにする必要があります。その存否を明らかにする必要があります。その存否を明らかにする必要があります。

このように、御指摘のファイルにつきまして、現在、この訴訟における主要な論点となっております。したがって、私どもとしましては、訴訟外の言動等によつて訴訟に対する司法審査に影響を及ぼすことは適切でないと考えております。

○階委員 私が言っているのは、影響を及ぼすこととは認めています。文書提出命令申立てが意味がなくなるということでは影響を及ぼす。ただ、それが不当な影響なのか、いい影響じゃないか。裁判が早く終われば、被害者の救済に資するわけじゃないですか。なぜそれが不当な影響なのかと言っているわけですね。

逆に、不当な影響ということも、皆さんは裁判を遅延させようとしているんですか。不当な影響だと言っている理由をお答えください。

○越智委員長 財務省大鹿局長、申合せの時間が過ぎておりますので、簡潔に答弁してください。

○大鹿政府参考人 お答えいたします。

私どもは、裁判を遅延するといった目的を持っているわけではございません。

現在、当該訴訟において主要な論点となつてい

ることを踏まえますれば、この訴訟の一方当事者である国としては、裁判所の判断を仰ぐべきであつて、訴訟外において存否を含めて回答すること自体が裁判官の訴訟指揮や判断に対して予断を与えかねない、そのことが裁判に不当な影響を及ぼすものになり得るといふふうに考えているということでございます。

○階委員 皆さんがそうやってへ理屈を言えば言うほど、ますます隠蔽体質が明らかになつてくるということ、この続きはまた次回行いたいと思

います。

○越智委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。

赤字国債の発行については、一九七五年、当時の大蔵委員会、大平正芳大蔵大臣が、これはあくまでも異例のことであるというふうに述べられました。財政規律を保つための最低限の措置としてやはり単年度に限定をしたというところが、私、非常に大事だということを考えております。

それで、麻生大臣は、階議員の本会議での質問にも答えて、無尽蔵に赤字国債を発行するものではないというふうにも述べられたんですが、結局、予算を組むのは時の政権ですから、赤字国債の多寡については時の政権の裁量に委ねられているという点からすると、赤字国債がどんどん増えていくということも十分考えられるわけでありま

す。

それで、二十二日に当委員会参考人質疑が行われました。群馬大学名誉教授の山田博文先生は、複数年度にわたる特例公債の発行を自動的に認めることで国債が累積する、そうすれば国債費が増大する、国債の償還は優先して行わなければならないので、結局は国民生活関連予算を圧迫することになる、こういうふう

に指摘をされました。

このときに、これ以前、過去五年間の特例公債を発行した期間を含めまして、二〇一二年から二〇二〇年までの八年間を見ても、GDPはほぼ横ばい、一・〇五倍です。そして一方、国民負担率が四・九％、これは社会保険料などがそうですが、増えていると。

麻生大臣のこの法案の提案理由説明の中でも、財政再建と経済成長の両立を図る、こういうふう

に述べられたわけですが、結局経済は成長してないんじゃないか、この五年間を見ても、こういう指摘については、麻生大臣自身、どのよう

に受け止められましたでしょうか。

○麻生国務大臣 質問通告があつたのは前半のところだけで、後半のところはないですね。で、ま

す、最初の御質問には、これは御指摘があつておりますので、その点に関しましては、この清

水先生の御質問の答弁というのは、質問者の先生、そのお隣に座っておられますけれども、特別公債法案は無尽蔵に赤字公債を発行することを可能にするものじゃないか、そういう御質問があったんだと受けまして、各年度における具体的な赤字公債の発行額というものは、これは特別公債法ではなくて毎年度の予算において定められておるものなんですよ、この法案は赤字公債を無制限に発行可能とするというものではないという趣旨を申し上げたものであります。

現在の厳しい財政状況を考えますと、これはどう考えても、当面の間、特別公債というものを全く発行せずという形で財政運営を行うということに困難を考えております。

したがって、複数年度にわたる特別公債の発行根拠というものを設けることは、これは安定的に財政運営を確保する観点から必要な対応と考えております。先ほど、安定している状況じゃないかという御指摘も他の議員からあつておりまして、たけれども、それは今の状況でいえばそうかもしれないけれども、来年そうなつていくという保証なんかありませんから。

したがって、私どもとしては、安定的な財政運営というのを確保する観点から必要な対応だと考えておると申し上げているのであつて、したがって、毎年予算の議決があるということも御存じのとおりなので、これをもって特別公債の複数年度化を行ったというのではないというように御理解いただければと存じます。

○清水委員 結局、財政法第四十条というのは、国の歳出は公債又は借入金以外の歳費をもってその財源としなければならぬとしているのは、例えば、過去の戦争で戦費調達のために大量の国債を発行して国家財政と国民生活を破綻させた、痛苦の経験があつたからだと思うんです。この反省に立つならば、複数年度にわたり赤字公債の発行を認めるべきではないかというふうに思います。

衆参ねじれの問題も引き合いに出されましてけれども、それは時の有権者、国民の意思による帰

結でありますので、そこは与野党が真摯に、赤字公債発行が必要であるならば、その趣旨について丁寧に国民に説明をして、野党は、その修正の意義をしっかりと伝えて決着させるということであつて、私は、やはり財政の単年度主義というものは逸脱するべきではない。

先ほど指摘しましたけれども、結局、経済成長と財政再建が両立されていないというのはそのとおりであります。提案理由説明にありましたから質問させていただきましてけれども、結局、山田参考人からも指摘がありましたけれども、本当に財政再建するというのであれば、プライマリバランスを一日も早く黒字化するというのであれば、歳出削減だけじゃなくて、やはり歳入ですよ。どこから税金を集めるのかということですよ。

この八年間を見ましても、GDPは横ばいなのに、いわゆる企業の利益剰余金はどんどん増えて、内部留保はどんどんたまっていく。また、金融資産をお持ちの方、純資産を一億円以上持っている人たちがどんどん増えているわけです。こういうところへ適正な課税をすることなしに、私は、本当にこの財政再建と経済成長はできないというところを指摘しておきたいと思つてます。

次に、確定申告の時期でもありますので、納税猶予の特例について質問をいたします。

これは納税猶予申請書の写しであります。これは、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」第三条により読み替えて適用する国税通則法第四十六条第一項の規定により、以下のとおり納税の猶予を申請します。こう書かれております。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。御質問の国税通則法第四十六条第一項でございますが、これは、震災、風水害、落雷、火災等の

災害により納税者がその財産に相当な損失を受けた場合に、その災害のやんだ日から二月以内にされた納税者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、一定の国税の納税を猶予することができるとを規定したものでございます。

○清水委員 国税通則法第四十六条、今答弁がありましたように、その災害がやんだ日から二月以内にされたその者の申請に基づき、その納付期限から一年以内の期間に限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予することができると規定されていると。

今言われましたけれども、災害のやんだ日というのは、災害が引き続き発生するおそれがなくなり、その復旧に着手できる状態となった日のことを規定していると思うんですが、国税庁、それによろしいでしょうか。

○鍾水政府参考人 お答えいたします。国税通則法第四十六条第一項における災害のやんだ日につきましては、法令上の明確な定義はございませんけれども、その取扱いはいたしまして、通達上、客観的に見て、申請をした者等が申告、納付等の行為をするのに差し支えないと認められる程度の状態に復した日とするとしております。

具体的には、委員御指摘のとおり、災害により直接被災した場合には、災害が引き続き発生するおそれがなくなり、その復旧に着手できる状態になった日や、それから、交通の途絶があつた場合には、交通機関が運行を始めた日などが該当することとしてございます。

○清水委員 その上で、住澤主税局長にもう一度確認するんですけども、今回の規模のコロナの感染拡大による、災害ですよ、いわゆる。これは税法にも想定されなかつたわけなんです。だから読み替えてということになつておると思ふんですが、その四十六條第一項を読み替えて今回のコロナウイルス感染症にも適用した、ここは間違いないですかね。そこを確定させてください。

○住澤政府参考人 お答えいたします。このコロナ特例でございますが、昨年四月のコロナ税制特例法において規定されているものでございまして、国税通則法第四十六条第一項、先ほど御質問のあつた規定を読み替えて適用する構造になつてございます。

これは、国税通則法第四十六条第一項において、災害により納税者がその財産に相当な損失を受けた場合については、延滞税なし、担保を求めないという格好での納税猶予の制度が設けられておりました。これと同様の法的な効果をもたらす特例をつくるということではございまして、法技術上の効率性の観点からこの四十六條一項を讀替へ適用するということをしてございまして、元々、制度の趣旨をいたしましては、物的な相当の損失を受けたような場合を念頭に置いているわけではなくて、あくまで四十六條二項以下の一般的な経済的な損失の場合を相手としてございまして、元々、制度の位置づけとしては異なる制度ということではございまして。

○清水委員 今、そのように述べられましたけれども、新型コロナウイルスの影響を受けてこのような特例制度を創設されたという説明がございました。

そして、災害がやんだ日というところが非常に重要だということに思ふんですが、現在もまだ緊急事態宣言が発令中でありまして、解除の話も府県によつては出てきておりますが、それでも感染者の数も下げ止まりということもありますし、油断をすれば第四波、第五波という感染拡大があるかもしれないと思ふんです。ですから、この新型コロナウイルスの感染拡大がもう既に終了したと今言えるのか。

いわゆる災害とは違う制度だということにおつしやいまして、それを読み替えたということではあるならば、やはりこのコロナによる災害というのはまだやんだとは言えないと思ふんですが、そこはいかがですか。

○住澤政府参考人 お答えをいたします。先ほど申し上げましたとおり、この四十六條

一項は、災害により納税者がその財産に相当な損失を受けた場合に、無担保、延滞税なしでの納税猶予の制度を設けているものでございます。

今回のコロナ特例でございますが、確かに新型コロナウイルスの影響に配慮した措置ではございますけれども、政府といたしましては、このコロナ特例の納税猶予特例以外にも、政策金融機関による無利子融資あるいは無担保融資でありますとか様々な資金繰り支援なども行っているところでございまして、この制度を存続するかどうかという問題と、国税通則法四十六条一項の性格というものは別

の問題であろうというふうに考えております。

○清水委員 私が開いたのは、コロナ災害が終ったかということを知っているだけであつて、その他の制度の説明を伺っているわけではございません。

既にこの納税猶予の特例制度は二月一日で終了しているわけですが、では伺います。

新型コロナウイルスの影響は過去の災害にも匹敵する内容であるということは多くの国民の皆さんが実感していることですが、誰がどう考えても、まだ緊急事態宣言下ですから、その災害がやんだというふうに考えている人もおられないと思います。

それで、この納税猶予の特例制度の運用実績について伺います。

国税、地方税、保険料で、納税の猶予の特例が利用された件数及び残高を教えてください。これは国税庁、総務省、厚生労働省にそれぞれ確認させていただきます。

○鑑水政府参考人 お答えいたします。

国税に関してでございますが、新型コロナウイルス特例により創設された納税の猶予の特例につきましては、令和二年十二月末時点で、適用件数は約二十八万件、適用税額は約一兆二千七百億円となっております。

○福岡政府参考人 お答えを申し上げます。

地方が徴収する税については、令和二年十二月までの実績で、徴収猶予の特例の件数は二十五万三千件程度、税額は三千六百五十億円程度となっております。

ているところでございます。

○日原政府参考人 お答え申し上げます。厚生年金保険料等の納付の猶予の特例につきまして、日本年金機構におきまして、事業所からい

ただしました申請に基づいて、令和二年十二月二十八日まで約九・一事業所に対して許可を出

させていたところでございまして、この許可の額で申し上げますと、約七千六百億円となっております。

○清水委員 ありがとうございます。

皆さん、お聞きになりましたか。物すごい件数と金額なんですよ。国税と地方税を合わせると約一兆六千三百七十八億円、さらに、年金保険料や健康保険料を合わせると、納税猶予の特例については約二兆五千億円ということなんです。

国税庁に改めて確認したいと思いますが、既存の納税の猶予制度の適用状況、例えば平成三十年事務年度と比較して、運用状況はどうか。これは、平成三十年の事務年度の件数、税額及び今回と比較して、何倍ぐらいに納税猶予が増えたのか、これを教えてください。これは例えは過去三十年の中で何番目ぐらいに多い数なのか、ここまで教えてください。

○鑑水政府参考人 お答えいたします。平成三十年事務年度におきます既存の納税制度のうち申請によるものの適用状況でございますが、約四万二千件、額にして約六百九十五億円となっております。

一方、新型コロナウイルス特例により創設された納税の猶予の特例につきましては、先ほど御答弁申し上げましたけれども、適用件数は約二十八万件、それから適用税額は約一兆二千七百億円となっております。

これまでにない適用状況でございます。○清水委員 今お聞きいただきましたように、適用件数で六・七倍、そして税額で約十八倍、三十年間の中で納税猶予の件数が最大だと。それぐらいこの新型コロナウイルスの影響は多くの事業者や国民に

押し寄せたということなんです。

配付資料の二を御覧いただきたいと思っております。つまり、リーマン・ショックや東日本大震災に相当する規模で、今回、この納税猶予の特例が活用されているわけですが、国税庁のデータで特徴的なのは、消費税に對しての特例猶予の適用が飛び抜けているんですよ、金額として。残高が、これは地方消費税も含むんですが、約七千五百億円、約六割を占めているんです。

消費税の適用が多いのは、法人税や所得税と違って、法人税、所得税は赤字の場合は税額は発生しませんのでね、消費税はそうはいかない、赤字であっても多額の納税が発生するから、だからこそ、この適用の税額の中で消費税が一番多いのか、私はそういうふうに見えているんですが、それ間違いないですか。

○鑑水政府参考人 お答えいたします。消費税の特例猶予の適用件数が多い理由でございますが、これは詳細には私どもとしては把握してございませんけれども、そもそも税額自体が、税金に占める割合が消費税が多いといったような要因ですとか、委員御指摘のような要因、様々な要因があるかと思っております。

○清水委員 時間が来ましたので、ちょっと途中になりました。

午後からの質疑でもたお願ひしたいと思います。○越智委員長 次は、青山雅幸君。

○青山雅幸委員 日本維新の会、無所属の会、青山雅幸でございます。今日も大変貴重な時間、ありがとうございます。

早速でございます。この特例公債法、私は大変重要な法案だと思っております。そして、まさに

この財務金融委員会で真剣な議論がなされるべきものであるというふうに考えております。

EUと日本には私は大きな差があると思っております。EUと日本には何かと、財政規律に關してどういったルールがあるか、そして、単にルールがあるかないかだけではなく、それを守る気があるかないかという意味で、私は、EUと残念ながら日本、米国には大きな差があるというふうに考えております。

アメリカには、後で後ほどまた御紹介いたしますけれども、種々のルールがありますけれども、これはなし崩しのいつも守られずに変わっていくというのが現状でございます。日本にも、今日議論になる特例公債法、元はといえば財政法四條に基づいたものでございますけれども、こういった厳格なルールがありますけれども、アメリカと同様に守られていない。この財政規律を守る気がないところから、私は、社会保障費の増大を本来何らかの税収で賄うべきであったところを、これを賄わない、それが日本の消費税の今現在一〇%、EUでは平均して二〇%というところの差に実はつながっている、そして反面、国債残高の差にもつながっている、そういうふうにご考慮しております。

そういう問題意識から議論をさせていただきたいんですけども、まず、日本では実質的な財政規律に關する法規は財政法四條しかないというふうに思われます。細かい国債の返し方とかそういったルールはありますけれども、そういったものではなく、正面から財政を律するものはこれしかないというふうに思われるんですけども、先ほど言いましたように、もしこれが厳格に守られれば、これはEUどころではない、EU、アメリカを超える大変な厳しい財政ルールなんですけれども、まずは、この財政法四條一項の制定趣旨、あるいはこれが制定された背景などをお伺いしたいと思っております。

○角田政府参考人 お答え申し上げます。

財政法第四條第一項は、国の歳出は租税等を